平成２８年度三木町農業委員会

第５回　農地部会議事録

 香川県木田郡三木町農業委員会

平成２８年度三木町農業委員会

第５回農地部会議事録

　（会　　　期）１日間

　（開催年月日）平成２８年８月１９日

　（会議時間）９：００～１０：３０

　（開催場所）三木町農村環境改善センター農事研修室

　（議　　　題）別紙のとおり

出席委員数２６名

　　　　１番　　小倉　統一　　　　　　　　 １６番　　北岡　利幸

　　　　２番　　阿部　一義　　　　　　　　　１７番　　寒川　義己　　(欠席)

　　　　３番　　山地　一夫　　　　　　　　　１８番　　松家　敏男

　　　　５番　　原内　敏雄　　　　　　　 １９番　 小松　洋子　　(欠席)

　　　　６番　　廣瀨　忠一(農政部長)　　　 　２０番　　左直　薫

７番　　新地　照男　　　　　　　　　２１番　　高尾　壽一(農地部長)

　　　　８番　　久保　薫　　　　　　　　　　２２番　　安部　正雄

　　　　９番 　長井　勳　　　 　　　 　　　２３番　　久米井　好美

　　　１０番　　立石　清　　　　　　　　　 ２４番　　安部　元春

　　　１１番 　多田　純司　　　　　　 　 ２５番　　溝渕　廣明

　　　１２番 　香西　俊之　　　　　　　　　２６番　　真部　利徳

　　　１３番 　筒井　貞伸　　　　　　　　　２７番　　村松　修

　　　１４番 　藤澤　勇一(会長職務代理)　　２８番　　脇　博文(会長)

　　　１５番 　多田　孝夫　　　　　　　　　２９番　　古市　弘

　（事　務　局）

１.山地修事務局長(事務局長)　２.石井健一課長補佐　３.安元哲平係長

４.稲田貴之主事　５.小林航太郎主事

（別紙）

（１）議案

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第４号　非農地証明願いについて

議案第５号　農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第１号　農地改良届について

報告第２号　使用貸借返還通知について

（２）香川県農業会議常任会議審議報告について

（３）その他

９：００開会

事務局(山地事務局長)

それでは、８月の三木町農業委員会農地部会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、

農地法関係議案等が１２件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より県農業会議常任会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員さんは２８名中２６名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は寒川委員、小松委員です。定例会議事録署名委員さんにつきましては、農地部会には小倉委員と原内委員、農政部会には溝渕委員と藤澤会長職務代理者にお願いいたします。それでは農地部会の進行を農地部長さんお願いします。

議長（高尾農地部長）

それではただ今から農地部会を開催いたします。議案第１号から議案第７号について上程致しますの

で、皆様慎重審議をよろしくお願いします。それでは議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(小林主事)

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について

 　　　　番号１　申請地：井戸　５５５㎡

　　　　　　　　　　　　　　地目：田

　　　　　　　　　　　　　　譲渡理由：労力不足

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号１について説明します。

番号１については、譲受人が認定農業者になります。また、全部効率利用要件および下限面積要件等問題がありませんでした。

議長（高尾農地部長）

以上、議案第１号、事務局からの説明になります。それでは、地元委員の方に説明お願いいたしま

す。

廣瀬農政部長

　　　番号１について説明します。

申請地については、農地法第４条の申請場所を記載した地図に記載されておりますのでご覧ください。また、本申請において、特筆する疑義はありませんでした。

議長(高尾農地部長)

各委員さん何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第１号、農地法第３条の規定による許可

申請について、承認するという委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第２号、農地法第

４条の規定による許可申請について、議案第３号、農地法第５条による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主事)

　　　議案に入る前に、定例会の案内文に添付している当月分受付け一覧表に一部訂正がありますので説明いたします。議案第３号、農地法第５条による許可申請の番号１０が、事業計画変更と記載されていましたが、実際には所有権移転になります。議案第４号、非農地証明願につきましても、一覧表には１０件の記載がありましたが、書類不備等によりその内の８件は来月の申請になります。

議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について

　　　　　　　　　　番号１　申請地：井戸４６２㎡

　　　　　　　　　　　　　　地目：田

　　　　　　　　　　　　　　現況：宅地

　　　　　　　　　　　　　　目的：既存住宅平屋建１棟　２４３．４５㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　既存農業用平屋建１棟　１４５．３９㎡

造成時期 :　昭和４８年頃～

　　　番号１について説明いたします。

　　　番号１は無断転用の是正になります。

　　　立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

　　　一般基準としては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、農地法第５条の規定による許可申請について。

　　　　　　　　　　番号１　申請地：井上　９４４㎡

　　　　　　　　　　　　　　地目：畑

　　　　　　　　　　　　　　現況：雑種地

　　　　　　　　　　　　　　目的：資材置場

　　　　　　　　　　　　　　権利の種類：賃貸権設定

造成時期：平成２０年７月

　　　　　　　　　　番号２　申請地：池戸　２，０４０㎡

　　　　　　　　　　　　　　地目：田

　　　　　　　　　　　　　　現況：田

　　　　　　　　　　　　　　目的：新築長屋建住宅２階建２棟　５５９．１８㎡

　　　　　　　　　　　　　　権利の種類：所有権移転売買

　　　　　　　　　　番号３　申請地：氷上　４１４㎡

　　　　　　　　　　　　　　地目：田

　　　　　　　　　　　　　　現況：田

　　　　　　　　　　　　　　目的：新築住宅平屋建１棟　１１２．６２㎡

　　　　　　　　　　　　　　権利の種類：所有権移転贈与

番号４　申請地：氷上　４１９㎡

　　　　地　　　目：田

　　　　現況：田、雑種地

目　　　的：新築住宅2階建１棟　８４㎡

　 　　　　　　　　　　　　カーポート平屋建　２４．１５㎡

権利の種類：使用貸借権設定

造成時期：平成５年頃造成

番号５　申請地：氷上　２０１㎡

地　　　目：畑　　２０１㎡

現　　　況：畑

目　　　的：新築住宅平屋建１棟　５５・５㎡

権利の種類：使用貸借権設定

番号６　申請地：下高岡　６１㎡

地　　　目：田

現　　　況：宅地

目　　　的：住宅拡張

権　　　利：所有権移転贈与

　　　　　　　造成時期：平成８年頃造成

番号７　申請地：井戸　３７８㎡

　　　　地　　　目：田

　　　　現　　　況：田

目　　　的：新築住宅２階建１棟　８３．４３㎡

権　　　利：使用貸借権設定

番号８　申請地：井戸　２９７㎡

地　　　目：田

現　　　況：田

目　　　的：新築住宅２階建１棟　８１．９８㎡

権　　　利：所有権移転贈与

番号９　申　請　地：井戸　１０９㎡

地　　　目：田

現　　　況：田

目　　　的：農道、水路

権　　　利：所有権移転贈与

番号１０　申請地：井戸　２，４９２㎡

地　　　目：田

現　　　況：田

目　　　的：工場平屋建１棟　１，０５０．０７㎡

新築事務所２階建１棟　１７１．０２㎡

権　　　利：所有権移転売買

　　　番号１について説明します。

番号１は、無断転用の是正になります。

立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準については、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号２について説明します。

立地基準としては、宅地化が進む第２種農地になります。

一般基準としては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、借入金となりますが、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

　　　番号３について説明します。

番号３は親子間における所有権移転贈与になります。

立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準としては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、借入金となりますが、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号４について説明します。

番号４は親子間における使用貸借権の設定になります。

立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準としては、土無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

　　　番号５について説明します。

番号５は親子間における使用貸借権の設定になります。

立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準としては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、自己資金となりますが、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号６について説明します。

番号６は親族間における所有権移転贈与であり、無断転用の是正になります。

立地基準としては、第１種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準については、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした

番号７について説明します。

番号７は親子間における使用貸借権の設定になります。

立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準としては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、借入金となりますが、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号８について説明します。

番号８は親族間における所有権移転贈与になります。

立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準としては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、借入金となりますが、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号９について説明します。

番号９は農道、水路に係る所有権移転贈与になります。この案件は、議案第３号、番号１０番の農地転用を行うにあたり、申請に至ったものであります。

立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準としては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、顛末書の添付によって農地の贈与を受けるに適当であることが確認できました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号１０について説明します。

立地基準としては、第２種農地になりますが、農用地区域外になります。

一般基準としては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、借入金となりますが、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議長(高尾農地部長)

いずれも参考地図を渡していますので参考にしてください。ありがとうございます。それでは現地調

査を行っていますので担当委員さんから報告をお願いします。

２６番委員（真部委員）

８月分の農地法関連の申請について、去る平成２８年８月１５日（月）の午前９：００から４条申請

　　１件、５条申請１０件につきまして、会長、農地部長、久保委員、真部委員、事務局３名の合計７名にて現地調査を実施いたしました。

　　　現場では、隣接農地、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題になりまし

たのは、４条申請の番号１、５条申請の番号１、４、６についてです。これらについては無断転用になり

ますが、現地調査の際質問等をしましたが、特に問題がなく了承したということになります。また、始末

書の添付もありました。その他、特に疑うべきところもありませんでしたので了承したと言うことになり

ます。

議長(高尾農地部長)

その他、地元農業委員から説明があればよろしくお願いいたします。

廣瀬農地部長

　　２号議案１番について説明いたします。

　　　今回、所有する隣接農地を売買しようと考えた時に、無断転用が発覚し、是正を行った次第になります。

７番委員(新地委員)

３号議案１番について説明します。

　　　申請地については、数年前から資材置き場として利用しているものであります。また、場所についてで

すが、

(場所についての説明)

 無断転用が発覚した際、行政書士等に依頼して是正を行うため申請に至りました。

　２３番委員(久米井委員)

　　　３号議案２番について説明いたします。

　　　本申請は譲受人が町外の方になり、生活の糧のために申請をしたものであります。また、水路等についてですが、

(水路等、隣接地について説明)

　　　土地改良区等の同意など、書類においても添付されておりました。

２４番委員(阿部元春委員)

３号議案３番について説明します。

　　　今回、所有権移転の贈与になりますが、必要書類等も添付されておりました。

　　　続いて、４番についても説明します。当申請は無断転用になりますが、隣接農地等にも影響はありませ

んでした。

事務局(稲田主事)

　　　地元農業委員が欠席のため、事務局から５番について説明いたします。

　　　当申請は親子間における使用貸借でありますが、譲受人が高齢化し、バリアフリー等が備え付けられた

　　家に住みたいとのことで申請に至りました。必要性もあり、また添付書類等に不備はありませんでした。

３番委員(山地委員)

　　　本申請は、親族に対する所有権移転であります。譲渡人と譲受人の関係については、

(譲渡人と譲受人の関係について説明)

 そのような経緯で、今回の申請に至りました。

１０番委員(立石委員)

　　　本申請は、親子間での使用貸借権の設定となります。昨年に申しあげましたが、私が担当する地域にお

ける農地転用の際には、現地調査に呼んで頂きたく思います。そのことについて、回答を頂きたく思いま

す。

議長(高尾農地部長)

　　　申し訳ありませんが、先に各担当委員の説明をしていただきます。

廣瀬農政部長

　　　３号議案、番号８、９、１０について説明します。

　　　番号８については、親族に対しての所有権移転贈与になります。今回、住宅を建てるために贈与をする

　　という形になりました。

　　　番号９については、番号１０番の転用を行う際に、耕作に不便が生じないようにするために農道、水路

　　を所有権移転贈与をするものになります。

議長(高尾農地部長)

　　　それでは、立石委員からの質問に回答をしたいと考えます。事務局おねがいします。

事務局(稲田主事)

立石委員の質問に回答したいと思います。

(今後、希望があれば、地元農業委員が現地調査に立ち会うようにする旨を回答)

藤澤会長職務代理

　　　これからは、事前に連絡があれば現地調査に参加していただくということでよろしいでしょうか。

事務局(稲田主事)

　　　今後は、事前に要望があれば参加できるように配慮したいと考えます。

１番委員(小倉委員)

　　　２号議案、１番の申請者は元々どちらに住んでいたのでしょうか。

事務局(稲田主事)

(申請者の居住地について説明)

１番委員(小倉委員)

　　　配布された地図上に記載された所有者と申請者の関係について説明お願いします。

事務局(稲田主事)

(申請者との関係について説明)

議長(高尾農地部長)

　　　議案３号、番号９、１０について、もう少し詳しく説明をした方が分かりやすいと思いますので、事務

局は説明をお願いします。

事務局(稲田主事)

　　　番号９番の申請地である農道、水路を、番号１０番の転用に伴って転用をした場合、耕作に著しい支障

　　が発生するため、分筆を行い、当該農道、水路を所有権移転した経緯であります。

藤澤会長職務代理

　　　農道、水路等は公共の物ではなく、個人所有の物が今回の申請地になっているということで間違いないでしょうか。

事務局(稲田主事)

 個人所有の農道、水路になります。

議長(高尾農地部長)

　　　ありがとうございました。他に意見等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第２号、第３号について、承認するという

委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

議長(農地部長)

ありがとうございます。承認することに決しました。続きまして、議案第４号、非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主事)

議案第４号、非農地証明願について。

番号1 申請地：氷上　１２５㎡

　　　　　　　　　　　　　 地目：田

　　　　　　　　　　　　　　目的：農業用倉庫

番号２　申請地：奥山　１，５８６㎡

地　　　目：田

目　　　的：山林

　　　番号１について説明します。

　　　番号１については、申請地は申請人の家に隣接しており、農機具の保管のために建てた簡易的な農業用倉庫になります。

　　　番号２について説明します。

　　　番号２については、申請人が相続した時点で山林化しており、耕作が不便な場所でありました。その後、耕作を行わなかったため、周囲の山林と同じように山林化しました。

議長(高尾農地部長)

何か、質問等ある方がいれば挙手をお願いいたします。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

それでは採決に移りたいと思います。議案第４号、非農地証明願について、承認するという委員さんは挙手をお願いします。ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして議案第５号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局(小林主事)

議案第５号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

　　　今月の新規利用権設定が５件、再設定が３件、所有権移転が１件で合計９件になります。総設定面積

は３９，２３４㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第１８条第３項及び町

農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は５件で、総設定面積２３,５４５㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。ご審議のほどをよろしくお願いします。

議長(高尾農地部長)

 各委員の方、何か意見ございますか。

　　　議案第６号の２番、３番の貸付先の方は、農地を急速に集積しておりますが、特に問題等は無いのでしょうか。

事務局(稲田主事)

　　　特に問題は事務局には入っていませんが、本人曰く、多少の問題があったとしても、その都度、対応できる問題であると聞いております。

２２番委員(阿部正雄委員)

　　　一つ質問なのですが、議案第６号、番号５の方が農地の集積を行っている地域と、番号２、３の貸手の方は同じ地域になりますが、何故、番号２、３は別の方(番号５とは違う)が借りているのでしょうか。

 　地域のことを勘案して農地を集積しているのでしょうか。

事務局(小林主事)

　　　番号２の方が出している農地に関して説明いたします。番号２にの方が出している農地に隣接する形で

　　借手の方が耕作している関係にあり、今回の貸借に至りました。

事務局(石井課長補佐)

　　　番号５番の借手に関しましては、今回、新規就農をすることになり、耕作する作物の都合上、番号５番の農地のように集団的になっている農地が好ましいために、当該農地を借りた経緯があります。

(以下、耕作作物と農地集積の経緯を説明)

１０番委員(立石委員)

　　　少し質問があるのですが、

(番号２、３の借手についての町外での状況等を質問)

事務局(小林主事)

(借手の情報について説明し、質問についても後日詳細を確認する旨を伝える)

議長(高尾農地部長)

　　　町内外の合計で、大体どれ位の農地を借りているのでしょうか。

事務局(小林主事)

　　　町内、町外を合計しまして、大体３０ヘクタール位借りております。

議長(高尾農地部長)

わかりました。他に何か意見等ありますでしょうか。

藤澤会長職務代理者

　　　一つ質問があるのですが、農地を多く集積した場合に、水管理等が困難になっていくと考えますが、

　　その様なことはどうなっていますでしょうか。

事務局(小林主事)

　　　農地機構が行うマッチング時に、水管理等の話は行っております。

藤澤会長職務代理

　　　農業委員会事務局がマッチングに参加する以上、ある程度の責任を持っていかなければならないと考えます。

９番委員(長井委員)

　　　私の地域の場合には、水利費については所有者が支払っておりますが、特に問題があるとは聞いておりません。

２３番委員(久米井委員)

　　　圃場整備を行った農地については、水利等については特に問題がないと思いますが、水利については土地改良区等が行う話であって、農業委員会があまり関与できる話ではないと考えます。

(以下、水利と農地の貸借について話し合う)

議長(高尾農地部長)

他に何か意見等ありますでしょうか。

事務局(石井課長補佐)

　　　補足して、議案第６号、番号２、３の借手について説明します。

　　　この借手が、三木町の農地を集積する理由に、三木町の農地が乾き地であることがあり、麦等の耕作を行うに適していることがあります。また、所有する農機具がある程度の荒地等も耕作できる物を所有していますから、農地機構としても斡旋しやすいということもあります。

議長(高尾農地部長)

補足説明をありがとうございます。他に何か意見等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

それでは採決に移りたいと思います。議案第５号、第６号について、承認するという委員は挙手をお願

いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。承認することに決しました。

　　　続きまして、報告案件に移ります。

事務局(稲田主事)

それでは、報告第１号、農地改良届に移ります。

番号１　　　申請地：田中　３，１９２㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　地目：田

　改良目的：ビニールハウス建設のため

　　　　　　工事内容：切土・花崗土による盛土・整地

番号２　　　申請地：井戸　１，９０３㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　地目：田

　改良目的：耕作利便のため

　　　　　　工事内容：切土・花崗土による盛土・整地

　　　番号１について説明します。

番号１におきましては、工事の都合上、既に工事が終了しておりますが、土地改良区等の同意等が提出されており、その他、特筆する疑義はありませんでした。また、申請地につきましては、５月の定例開示に申請が出ている農地になります。

　　　番号２について説明します。

　　　番号２におきましては、珪畔を撤去することによって、耕作をしやすくするために行った物であります。

　　　その他、土地改良区等の同意等が提出されており、特筆する疑義はありませんでした

議長(高尾農地部長)

　　　番号２についてですが、どのような内容の工事になるのでしょうか。

廣瀬農政部長

　　　番号２については、農地機構を通じて貸借りする際に、農地を横断している珪畔を撤去することで、耕

　　作の利便化を図るというものであります。

議長(高尾農地部長)

　　　番号１は、イチゴを作るためのものですか。

　　　その時に、盛土や整地をどのように行うのでしょうか。

２３番委員(久米井委員)

　　　ハウスを建設する前段階として、盛土や整地を行うものであります。

藤澤会長職務代理者

　　　番号１について様々な意見があると思いますが、公共用財産等に注意し、隣接の同意が取れているかどうかを注意して行う必要があると思います。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。報告第１号について各委員の方から何かご質問等あればよろしくお願いしま

す。

委員一同

（なし）

議長(高尾農地部長)

無いようですのでこの案件を終わります。続きまして報告第２号、使用貸借終了返還通知について、事務局説明をお願いいたします。

事務局(小林主事)

続きまして、報告第２号、使用貸借終了返還通知について説明します、

番号2　　　申請地：上高岡　９,８７９㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　地目：田

　　　　　 解約日：H28.8.15

　　　　　　解約理由：借手の変更

　　　番号１について説明します。

　　　番号１については、借手の変更になりますが、既に農地機構を通じてマッチングを行い、借手が決まっております。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。報告第２号について各委員の方から何かご質問等あればよろしくお願いしま

す。

委員一同

（なし）

議長(高尾農地部長)

無いようですのでこの案件を終わります。続きまして議題２番、香川県農業会議常任会議審議報告

について脇会長からよろしくお願いします。

脇会長

報告事項　香川県農業会議常任会議審議報告について

（資料読み上げ）

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。議題３番、その他について、何かありますか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

ないようですので、これにて農地部会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、農地部長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成２８年　月　日

議長(農地部長)

署名委員

署名委員